

平成28年熊本地震に伴う避難所調査（報告）

- 1 調査日 平成28年5月26日（木）
- 2 調査職員 福祉課 山崎賢一、田所祐起
- 3 調査先

【福祉避難所 1】

地域密着型ユニット型介護老人福祉施設ノットホーム
(社会福祉法人リデルライト:熊本市中央区黒髪5丁目23-1)
避難者14名(高齢者10人と母子1家族4人)

- 1 原則、入院・入所に至らない程度の方で、避難所での生活に支障をきたすことのないよう何らかの特別な配慮を必要とする方が対象となります。

<避難所運営状況>



福祉避難所外観



福祉避難所内部



福祉避難所内部



福祉避難所内部

避難者	<ul style="list-style-type: none"> ・4月20日から福祉避難所として受け入れを開始(2名) ・避難者には視覚障害者(全盲)や要介護認定を受けていない寝たきりの方もいるが、基本的には要介護度の軽い方がほとんどである。 ・受け入れ要請があった方については、医療行為が必要な方を除き原則全員受け入れを行っている。 ・食事については、施設で用意(特養等施設と同じものを提供) ・地震発生直後は、66名の地域住民が避難し、毛布等で施設廊下などの空きスペースで寝泊りしていた。 ・その後もしばらく自宅が怖いと避難していたが最終的には全員自宅等に戻ってもらった。
場所設備	<ul style="list-style-type: none"> ・建物被害がほとんどなく、井戸水の使用であったため、開設が可能であった。 ・福祉避難所として使用している場所は、特養の地域交流スペース ・パーティションは既に閉鎖した指定避難所から譲り受けたものも活用している。 ・ベッドはパラマウントベッド(株)やNPO法人などから提供を受けている。
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設協議会や社会福祉法人経営者協議会の協力を得て、全国社会福祉協議会を通して職員が派遣されている。 ・派遣職員の宿泊先については、法人が確保している。 ・派遣職員は経験豊富な介護職であり、福祉避難所の運営をすべて任せている。

【拠点避難所 2】

総合体育館・青年会館（熊本市中央区出水2丁目7-1）

避難者約250名（視覚障害者1名（盲導犬同伴）、聴覚障害者1名、その他場所のみ確保し実際にはいない方、夜だけ戻ってくる方などがあり、正確な分類把握はできていない。）

- 2 指定避難所である学校等の運営を正常化するために、指定避難所の縮小を図り、避難者を集約するための避難所（市内22か所）

< 避難所運営状況 >

避難者	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は指定避難所ではなかったが、地震発生直後から地域住民が避難した。 ・全盲の方は盲導犬同伴のため、個室で対応 ・咳が激しい方や奇声を上げる方については、一時的に別室での対応。 ・食事は各自取りに来る形式であるが、取りに来れない高齢者等についてはスペースまで運んでいる。 ・アレルギーはその時々での個別対応。 ・避難者はリスト化し、避難スペース番号等をデータ管理している。
場所設備	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道場、通路等にパーティションを立て、避難スペースとしている。 ・ダンボールにて区画し、プライバシーを確保しているが、避難者の状況を確認しづらくなっている。 ・原則ペットは屋外でケージ飼いであったが、なし崩し的に入口近くにペット同伴スペースができた。 ・屋外に男女別に洗濯物干し場を設けている。 ・避難者への連絡は、館内放送及び掲示版への掲示で行っている。 ・インターネット接続のパソコンを配備しているが、あまり利用されていない。 ・共有スペース（トイレ等）の使い方について苦情等があるため、その都度使い方についての掲示等を行い、ルール遵守の周知を行っている。
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・5月18日まで拠点避難所の運営は、応援協定の政令市（大阪市等）に行ってもらっていたが、現在は熊本市職員で行っている。



拠点避難所外観



拠点避難所内部



ペットスペース



洗濯物干し場

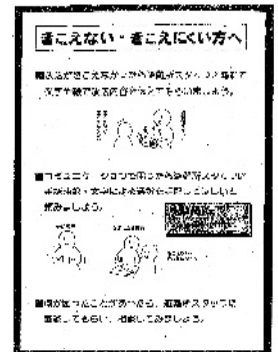


掲示板

【熊本市役所】総務企画課・障がい保健福祉課（熊本市中央区手取本町1番1号）

< 避難所運営状況 >

避難者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者への支援は、地震発生直後はできていなかった。 ・ 4月末から保健師、看護師による要配慮者への聞き取り調査等が行われた。
福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月20日より福祉避難所への入所を開始したが、市職員や施設の人員体制等が整わず、スムーズな受け入れができなかった。 ・ 受け入れ調整は各所管課が行っている。（障害者 障がい保健福祉課、高齢者 高齢介護福祉課、妊産婦・乳幼児 子ども支援課） ・ 4月29日より委託相談支援事業所を中心に災害時要援護者の障害者を訪問。
障害者配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月20日に各避難所及び職員へ、障害者への対応の留意点を周知 ・ 4月27日、5月7日、5月18日に避難所の障害者に対する合理的配慮について再周知。 ・ 手話通訳者は各避難所に配置されているわけではなく、必要な場合に派遣を行っている。



4 今後の当市の対応について

今後は、市民に対し福祉避難所の趣旨等について周知を行うことや、福祉避難所の人員確保・備蓄・必要物資・受け入れ優先順位などを関係者と取り決めて参ります。

以上